

令和5年度 柏原小学校いじめ防止基本方針

東串良町立柏原小学校

1 基本方針

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」といういじめに対する認識を全職員で共有し、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見・対応に取り組む。

2 内容に関する事項

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 未然防止の視点

ア 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない行為である」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。

ウ いじめを生まない、解決できる学級・学校づくりを目指し、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感、自己肯定感を感じられる学校生活づくりに取り組む。

(3) いじめの早期発見

ア いじめの早期発見のために、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、日頃から地域、家庭と連携して児童を見守る。

イ いじめは気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、早い段階からの確に関わりをもち、積極的にいじめを認知する。

ウ いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、早い段階から「生徒指導いじめ防止対策委員会」を活用して、いじめに係る事実関係を組織的に掌握し、早期対応を講じる。

(4) いじめへの対処

ア いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、速やかに当該児童等に係るいじめの事実の有無を確認する。さらに、いじめを受けた児童またはその保護者に対する支援と、いじめを行った児童やその保護者に対する指導や助言を継続的に行う。

イ 速やかに教育委員会へ連絡・相談を行い、必要に応じてSSWやSC、児童委員や民生委員、関係機関等と連携を緊密にし、いじめに的確に対処する。

ウ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

(5) 教職員の資質の向上

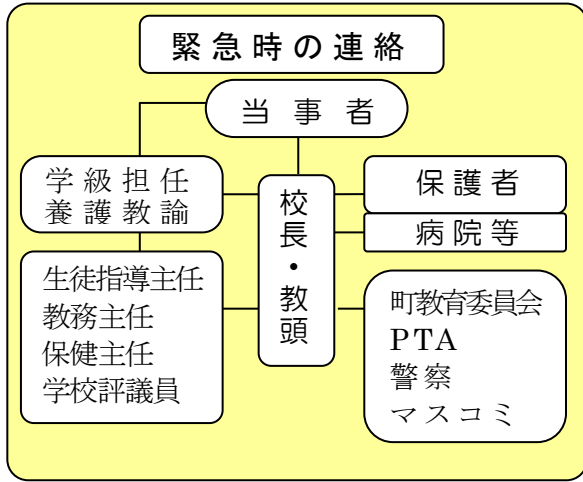
教職員がいじめの問題に対し、正しい共通認識を持ち、適切な対処ができるよう、SSWやSC等の専門家を活用してカウンセリング能力を高めるなど、職員研修等を通していじめに係る理解を深め、資質の向上に努める。

(6) 地域や家庭、関係機関との連携

ア PTAや地域の関係団体と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。

イ いじめの早期発見のため、家庭生活における小さな変化を把握することや、いじめを行った児童に対して根気強く毅然とした指導を継続して行う。さらに、保護者の理解・協力が不可欠であるので、家庭と十分な連携を図る。

ウ いじめ問題の対処に十分な効果を上げることが困難な場合は、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）と適切に連携して対処する。また、平素から関係機関との情報共有体制を構築し、児童や保護者に関係機関を適切に周知しておく。



いじめ撲滅のための組織的取り組み

生徒指導対策委員会

- ◎ 必要に応じて（緊急時）
- ◎ メンバー
 - 生徒指導主任・教務主任
 - 特別支援教育係・養護教諭・教育相談係・学級担任
- ◎ 役割
 - 生徒指導上問題となる事項を把握する。
 - いじめ・不登校等に対する対応・治療援助策を検討する。
 - いじめの実態・意識調査を実施し、分析結果を基に対策を練る。

生徒指導連絡会

- ◎ 毎週月・木曜日（職員朝会時）
- ◎ 内容
 - 学級・学校内外で把握した生徒指導上の問題行動について情報を提供し、全職員の共通理解を図る。
 - 必要な場合は、臨時の職員会議を設けて、対策を協議する。

教育相談

- ◎ 毎週火曜日の放課後
- ◎ 全保護者対象の教育相談月間（11月）

日常の取り組み

学級担任

- ① 授業・給食・掃除・休み時間等子どもの行動や表情をよく観察する。
- ② 服装や宅習・日記帳などに気掛かりになる点はないか注意を払う。
- ③ 養護教諭との連携を深め保健室での子どもの様子をよく把握する。
- ④ 気になる子どもに声をかけをし、悩みを聞く。
- ⑤ 子どもに変わった様子はないか日頃から家庭とよく連絡を取り合う。
- ⑥ 道徳や学級活動の時間にいじめ問題を取り上げ、子どもの意識を高める。

養護教諭

- ① 子どもの心の状態を把握し、よき話し相手になる。
- ② 学級担任と連携して、解決への支援をする。
- ③ 全職員に対して、いじめや不登校等についての情報を提供する。

学 年

- ① 学年会等で、子どもの様子について情報を交換する。
- ② 小さい事例も学年の問題としてとらえ、指導の在り方や対策等について協働体制で臨む。

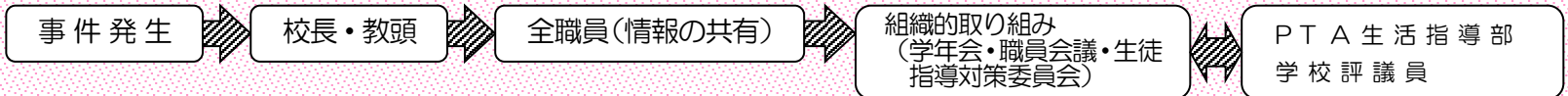
生徒指導主任

- ① 各学年の子どもの状況を把握する。
- ② 保健室との連絡体制をとる。
- ③ 学校全体のいじめ実態把握の手立てを講じ、全職員へ情報の提供をする。
- ④ PTAや学校評議員と連携し、校外の情報体制を整える。
- ⑤ 教育相談体制を整える。
- ⑥ 問題行動について校長・教頭へ随時状況を報告する。

家庭や地域、専門機関との連携

- PTA生活指導部・子ども会育成会・学校評議員・SC、SSW
- ① 校外での子どもの状況を観察し、声かけや指導を心がける。
 - ② 情報交換をし、地域ぐるみで育成に取り組む体制作りを進める。
 - ③ SC・SSWとの定期的な情報交換、相談活動を進める。

いじめ発生時の対策



【いじめられた子への対応】	【保護者への対応】	【いじめた子への対応】	【保護者への対応】
<ol style="list-style-type: none"> ① 自分から話してくれたことをほめ、全力でいじめから守りぬくことを子どもと約束する。 ② いじめられた内容やつらい思いなどを親身になって聴き、一緒に解決していこうという信頼関係を築く。 ③ 「いやなことをされたら、いやだ。」という気持ちを相手にはっきり言うよう指導する。 ④ 本人が活躍できる場を作り、ほめたり、励ましたりして自信や有用感を高めるように心がける。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 子どもの様子を注意深く見守るように助言する。 言葉数・日記・服装・持ち物・金遣い・電話・帰宅時間等 ② 子どもとより多く会話するよう心がけ、学校や友だちのことなどで悩んでいることを受け止めてあげるよう助言する。 ③ 小さいことでも担任に連絡し、相談してくれるよう依頼する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 「いじめは絶対許さない」ことをはっきり告げる。 ② いじめられている子の気持ちをすべて話して聞かせ、自分の行為がどれほど相手の心を傷つけ苦しめているかを気づかせる。 ③ いじめてしまう気持ちも受け止めながら、理性を呼び起こす働きかけを続ける。 ④ 長所を生かし活動できる場を与え、賞賛することにより自信を取り戻すよう支援する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① いじめの事実を正確に伝え、相手側のつらく悲しい気持ちに気づかせ、いじめは正当化できないことを通知する。 ② いじめ問題を親子関係を見直すきっかけとし、家庭での対応の仕方等を助言する。 ③ 教師が仲介役となり、相手の親・子に詫言ひさせ、問題解決が図られるよう支援・助言する。

事実関係の正確な把握

周囲の子ども達に対して

- ① 「いじめは断固として許さない」という態度を示す。
- ② いじめを発見したら先生や友だちにすぐ知らせることが大切であることを気づかせる。
- ③ 見て見ぬふりをするのもいじめていることと同じであることを気づかせる。
- ④ 一人一人を尊敬し合い、温かい友人関係を築くようにさせる。

【校内での対応策】

- ① 生徒指導「いじめ」対策委員会の開催
 - ・事態の推移及び事実の正確な把握・解決のための教職員の役割分担
- ② 全職員への説明と役割分担の依頼
- ③ 全児童への事件の説明
- ④ 被害家庭を訪問しての事実の説明（誠意ある態度で、丁寧な支援と説明を行う）
- ⑤ 報告文書の作成（事実を即し、必要事項を時系列で記入）

【教育委員会への対応】

- ① 可能な限り迅速に第一報告（土・日曜・祝日を問わず）
- ② その後の状況変化を随時報告
- ③ 中・長期的な危機についての見通しや継続的な状況報告

【PTA等への対応】

- ① PTA役員への情報提供と対策検討
- ② 以後の推移についての情報提供と具体的対策の啓発依頼

【関係機関・マスコミへの対応】

- ① 警察との連携
- ② 混乱を起ささないため、マスコミへの窓口一元化(立会人を置き記者の憶測を招かないよう十分に配慮し、事実のみを話す。
- ③ 病院との連携

【事後の対応】

- ① 被害者への見舞い及び家庭訪問
- ② 補償問題等について専門家の助言による対応
- ③ 再発を防ぐための教職員の指導体制の見直し
- ④ PTA・関係機関などとの協力体制の確立

4 基本方針の全体計画



5 年間計画

月	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動等	児童会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4	年間及び1学期の活動計画検討 いじめアンケート集計・分析と対策	いじめアンケートの実施	「柏原小よい子の一日」の指導 「いじめ問題を考える週間」（道徳、学級活動）の実施	1年生を迎える会 全校児童集会	各教科における指導計画の確認 PTA総会（情報モラル） 小・中連携協議会・相互授業参観（情報モラル等、東串良中）	※教育相談（毎週火曜日） アンケート結果個別相談	学校経営基本方針の確認 「いじめ問題を考える週間」実施計画 生徒指導情報連絡会（毎木曜日）
5	PTA総会及び研修計画と内容		春の一日遠足 授業参観（道徳等） 5・6年総合的な学習「情報モラル」 5年集団宿泊学習	JRC登録式 人権集会		家庭訪問	
6	「学校染シート」結果分析と個別指導、保護者連携 町教委学校訪問 学校経営説明及び指導助言 及び指導等の実施と今後の取組	「学校染シート」アンケート調査実施	研究授業 須田先生を偲ぶ会（命の教育）	全校児童集会	アウトメディア週間（メディアとの付き合い方-全学年）	S・S・W, S・C教育相談	地区道徳教育研修会
7	学校評議会評価と今後の取組 町教委研修会（情報モラル）への参加と資質の向上	児童・保護者による自己評価実施		全校児童集会	学級PTA, 学校保健委員会（情報モラル）		町S・S・W連絡協議会 県人権・同和教育研究大会 人権教育研修会
8							情報モラル研修会（教職員・保護者） いじめ問題対策セミナー 県人権同和教育基礎講座
9	アンケート分析と対策	いじめアンケートの実施 携帯・スマホ等実態調査	「いじめ問題を考える週間」（道徳、学級活動）の実施	全校児童集会 運動会標語作り（仲間と力を合わせて） 全校児童集会	携帯・スマホ等実態調査結果に基づく啓発（週報・学校便り、保健便り等）	アンケート結果個別相談	
10			修学旅行、秋の一日遠足 人権教室（4年） 研究授業 「かさじまの教育」 県民週間 6年総合的な学習「ハンセン病問題学習」（11～12月） 相互授業参観（道徳等）	児童総会 人権集会			
11	「学校染シート」結果分析と個別指導、保護者連携	「学校染シート」アンケート調査実施		全校児童集会 人権集会	小・中連携協議会・相互授業参観（情報モラル等、本校） アウトメディア週間	全保護者対象教育相談旬間 アンケート結果個別相談	「学校染シート」結果に基づく指導について
12	人権週間の実施 学校評議会評価と今後の取組 学校評価等の実施と今後の取組	児童・保護者による自己評価実施		全校児童集会 標語作り（人権週間）		S・S・W, S・C教育相談	いじめ問題事例研修と3学期の取組
1	「学校染シート」結果分析と個別指導、保護者連携	「学校染シート」アンケート調査実施	授業参観（全学級「性教育」）	全校児童集会	学級PTA・学校保健委員会（情報モラル） 小・中連携協議会・相互授業参観（情報モラル等、柏原小）	アンケート結果個別相談	ネットいじめ対策研修会
2	学校評議会評価と今後の取組		人権集会	全校児童集会 小・小連携：池之原小との交流（6年）	アウトメディア週間	S・S・W, S・C教育相談	町S・S・W連絡協議会
3	学校評価等の実施と今後の取組 次年度活動計画案作成	児童・保護者による自己評価実施	お別れ遠足	全校児童集会 6年生を送る会	学級PTA（携帯・スマホ等情報モラル指導の評価と反省）		いじめ問題事例研修と次年度の体制について